

《必要書類》

○固定資産税・都市計画税減免申請書

○スマートハウス減税対象システム設置状況報告書（様式第1号）

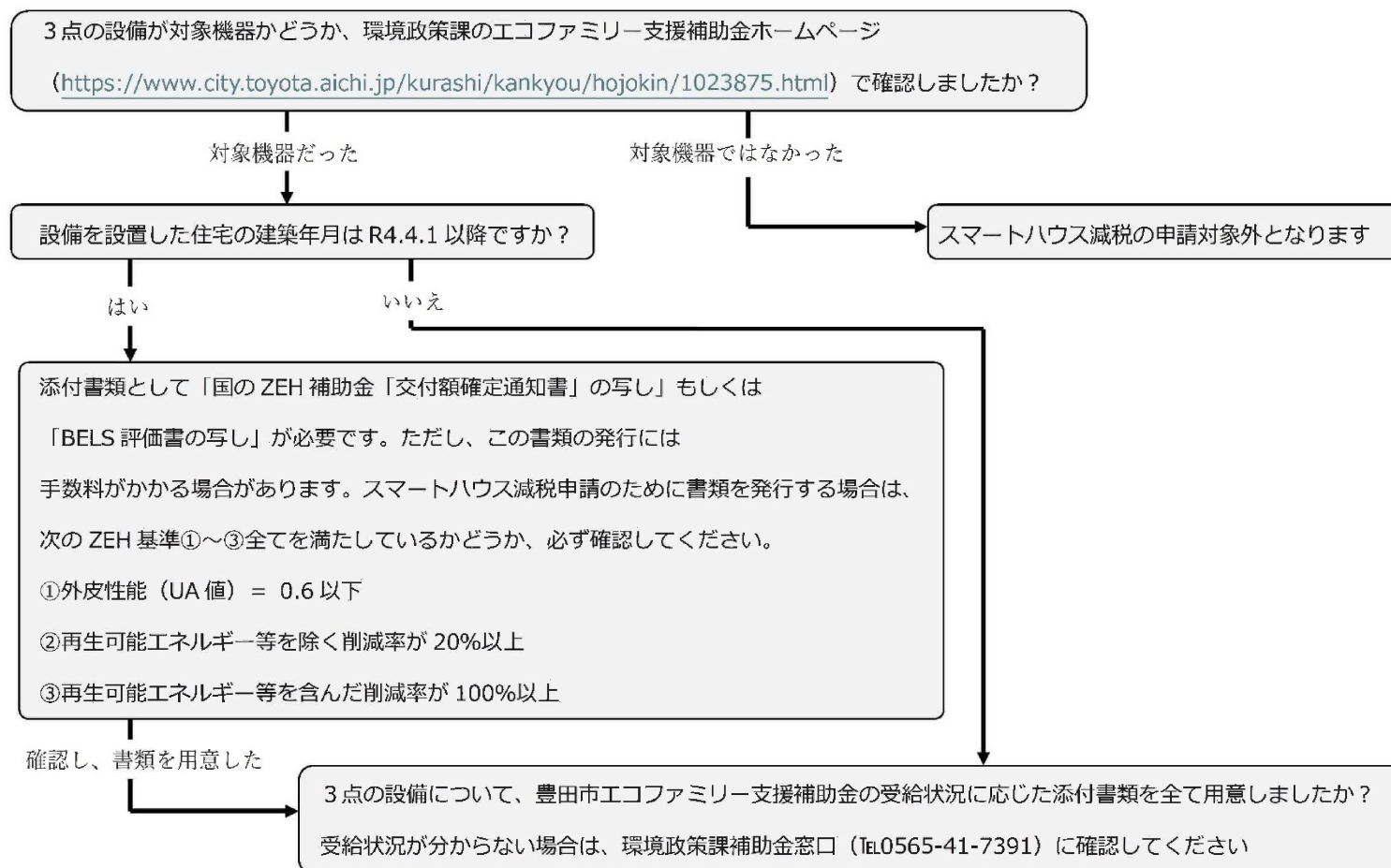
○スマート・ゼロハウスの場合、「住宅版BELS評価書の写し」（国ZEH補助金と同等の評価を受けたものに限る）

○その他必要な添付書類は「スマートハウス減税対象システム設置状況報告書（様式第1号）」のとおり

※必要に応じて、その他の資料の提出を求められます。

※豊田市エコファミリー支援補助金の申請は、豊田市環境政策課補助金窓口（環境センター1F）となります。TEL 41-7391

スマートハウス減税 申請前確認フローチャート



以上のフローチャートで確認を終え、書類が全て整ったら、スマートハウス減税の申請が可能です！

《BELS 評価書の添付書類見本》

添付書類 「建築物省エネ法に基づく建築物の省エネ性能の評価書」の写し

※ 1 枚目及び 2 枚目が必要

BELS 評価書の 2 枚目、特記項目の欄の 3 点を確認

一次エネルギー消費性能				
判定(認定)結果 (G/㎡・年)	一次エネルギー消費量	二次エネルギー消費量	判定(認定)結果	
省エネ基準	22.3	22.3	22.3	
省エネ基準	22.3	22.3	22.3	
断熱性能				
判定(認定)結果	1.5	1.5	1.5	1.5
省エネ基準	1.5	1.5	1.5	1.5
省エネ基準	1.5	1.5	1.5	1.5
特記項目				
再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)	20%以上			
再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)	100%以上			
ZEHマークに関する事項	『ZEH』			

特記項目

再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)	①
再生可能エネルギーを加えた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率(※4)	②
ZEHマークに関する事項	③ 『ZEH』

- ① 20%以上のもの
- ② 100%以上のもの
- ③ 「ZEH」の記載があるもの

2/2

《住宅用太陽光発電システムの添付書類見本》

添付書類②「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」の写し

(発電設備との連系が分かるもの)

再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ

毎年度引立ていただきます。受給電力量をお知らせいたします。

お客さま番号		日数	受電地点指定番号
16			
契約種別		契約容量	力率
シンプルプラン			
ご使用電灯			
電灯用 電灯用			
契約日		計算期間	計算日数
1月21日		12月20日～1月20日	32日
受給電力量		計算期間	計算日数
22.3kWh		12月20日～1月20日	32日
計算期間		計算日数	計算日数
12月20日～1月20日		32日	32日
計算期間		計算日数	計算日数
12月20日～1月20日		32日	32日
計算期間		計算日数	計算日数
12月20日～1月20日		32日	32日

添付書類③「発電設備の連系に関するお知らせ」の写し
(発電設備との連系と連系日が分かるもの)

添付書類④「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の証明について」の写し

※ 1 枚目及び 2 枚目が必要

重要	
〒471-0000 豊田市 豊田市中区 1丁目 1-1 中部電力株式会社 豊田営業所 tel. 0565-35-9783	平成28年 月 日 中部電力株式会社
発電設備の連系に関するお知らせ	
発電設備の内容につきまして、下記のとおりお知らせ申し上げます。	
記	
<発電設備概要>	
お客さま番号	
設置場所	
発電設備の設置場所	豊田市
系統連系・受給開始日	平成 28 年 月 日
発電設備	太陽光 発電
固定価格買取制度に基づく購入単価	33.00 円/kWh (消費税等相当額を含む)
上記購入単価適用期間	受給開始日から 10 年間
<その他>	
・補助金交付の要件として、本書の提出が必要となる場合がありますので、大切に保管願います。	
・「10kW未満の太陽光発電設備」および「10kW未満の太陽光発電設備とその他発電設備を併設する場合」の購入単価は内税方式となっております。それ以外の発電設備の場合は、税抜単価に消費税等相当額を加えた額となっております。	
(お願い)	
■下記に該当する場合は、あらかじめ上記連絡先へご連絡願います。	
・発電設備の連系の中止を希望される場合	
・発電設備の変更を希望される場合(出力増減、設備取替等)	
・名称の変更を希望される場合	
・振込口座および口座名義の変更を希望される場合(金融機関の統廃合等による振込口座などの変更を含みます)	
■毎月の検針票は、後日必要となる場合がありますので大切に保管願います。	

重要	
一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA代行申請センター	再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)
2021年11月18日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第3項の規定に基づき、下掲の通り条件を付して再生可能エネルギー発電事業計画の認定がなされましたので、通知いたします。	
記	
1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容	
認定日	
設備ID	
担当経済産業局	
手続番号	
事業者名	
代表者氏名	
事業者住所	
「地方自治体等による再生可能エネルギー発電設備の認定に関するガイドライン」の定める認定基準に適合していること	
2. 調達価格・調達期間	
調達価格	
調達期間	
3. 条件	
認定日(2021年11月30日)から起算して1年後の日(2022年11月29日)。以下「運転開始日」という。までに、法第2条第5項に規定する特定契約に基づいて再生可能エネルギー電気の供給を開始すること。	
運転開始日までに再生可能エネルギー電気の供給が開始されない場合は、本認定は、運転開始期限日の翌日以降発生しなくなり、その効力を失う。この場合において、運転開始期限日以降に発生する再生可能エネルギー発電事業計画の認定の認定及び変更申請は、その効力を有しない。	